

5、アスベスト(石綿)撤去工事施工要領

5-1 施工管理計画

1) 品質について
品質管理は、本書・石綿除去工事施工計画書による。隠蔽部等で計画書に記載がない建材等が発見された場合は、調査者の判定を基に監督員と協議してマニュアル通りに除去する。

2) 特記仕様書による
(1)参考図書

- ・「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」2018 (以下、「センター指針」)
- ・「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい対策徹底マニュアル令和3年3月」
- ・平成29年5月30日環水大大発第1705301号環境省水・大気環境局大気環境課長発、「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」

(2)事前調査を建築物石綿含有建材調査者の資格を持った者が行う。
調査報告書を監督員に説明し、提出する。
(3)着手後、事前調査で確認できなかった建材や隠蔽部の新たな建材が発見された場合も
事前調査と同様に建築物石綿含有建材調査者の資格者が判定し、監督員に報告する。

(4) 粉じん測定

【レベル1 測定一覧表】(測定箇所は、測定計画図に図示。)

測定名称	測定時期	測定場所	測定点	備考
測定①	処理作業前	処理作業室内	3	
測定②		施工区画付近又は敷地境界	2	
測定③	処理作業中	処理作業室内	2	
測定④		セキュリティゾーン入口	1	※作業中は毎日実施
測定⑤		集じん・排気装置の排出口	1	※作業中は毎日実施
測定⑥		施工区画付近又は敷地境界	4	※(作業が6日を超える場合は6日毎に測定)
測定⑦	処理作業後	処理作業室内	2	

【レベル2 測定一覧表】(測定箇所は、測定計画図に図示。)

測定名称	測定時期	測定場所	A棟11F	B棟6F	B棟6F	B棟1F	備考
			EV横倉庫	集会所倉庫	集会所洗面場	倉庫5階段室	
測定①	処理作業前	処理作業室内	1	1	1	1	
測定②		施工区画付近又は敷地境界	2				
測定③	処理作業中	処理作業室内	1	1	1	1	
測定④		セキュリティゾーン入口	-	-	-	-	
測定⑤		集じん・排気装置の排出口	-	-	-	-	
測定⑥		施工区画付近又は敷地境界	4	※(作業が6日を超える場合は6日毎に測定)			
測定⑦	処理作業後	処理作業室内	1	1	1	1	
測定⑧	(隔離シート撤去前)	施工区画付近又は敷地境界	4				

【レベル3及びその他の工法による石綿含有建材除去期間の 測定箇所】

作業日の6日毎に敷地境界等4か所以上で測定。ただし、上記、レベル1及びレベル2にて測定の場合は重複する必要はない。

3) 測定結果が異常時の対応

アスベスト除去時の粉じん濃度測定において、異常(繊維が1本/l以上)があった場合は直ちに作業を中止します。その原因を究明して対処し環境局との協議により安全性が確認されるまで作業は再開しません。

4) 施工方針

- (1) 石綿含有建材の除去作業を適正に行う
 - ・ 調査者による事前調査の徹底と解体に伴って出た新たな建材の速やかな調査。
 - ・ 本計画書に則った施工(マニュアル通りの施工)。
 - ・ 除去後の点検確認と修正
- (2) 産業廃棄物適正処理
 - ・ 梱包と保管を適正に行う。
 - ・ 過積載をしない。
 - ・ 運搬荷姿の適正化。(箱型台車・天蓋シート掛け等)

5) 検査関係
項目

検査は、下記による。内容は、目視にて確認。

- (1) 専門業者自主検査 →主任技術者(石綿作業主任者)が行う。範囲は、機械の配置換えを行う前に除去完了範囲の検査を行う。
- (2) 請負者自主検査 →監理技術者(一般建築物石綿含有調査者)が行う。
頻度・範囲は、上記専門業者の報告を受けた範囲をその都度行う。
- (3) 監督員検査 →請負業者より提出された施工記録を基に確認し保存する。
- (4) 完成検査 →完成時、書類と写真の検査(下検査→本検査)

※ 検査チェックシートについては、アスベスト除去工事着手までに作成し監督員に提出する。

6) 工事写真
の管理

各工事の材料写真・工程写真管理は、工事写真の取り方(改訂第二版)建築編を参考の上、管理するものとする。「請負人用建築工事チェックリスト(平成28年版)」(神戸市建築技術管理委員会編集)に記載のある項目を基本として、撮影する。

「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい対策徹底マニュアル令和3年3月」
4.15項の石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認及び作業の記録による。

*資格について

必ず、現場で資格者と資格証をセット写真及び資格証拡大写真を撮影する。

*各工程について

各工程毎の施工状況が分かる写真を撮影する。

*工程内検査について

下請・元請の検査状況が、分かる写真を撮影する。

*安全活動について

災害防止協議会・社内安全パトロール・KY活動・新規入場者教育等々の活動状況を撮影する。

※写真管理一覧表。